

# 新小矢部市行財政改革大綱

平成26年12月

小矢部市行財政改革推進本部

# 目 次

I	これまでの取組みと新たな行財政改革の必要性	
1	これまでの行財政改革の取組み	… 1
2	小矢部市を取り巻く社会状況・今後の課題	… 5
3	新たな行財政改革の必要性	… 10
II	新行財政改革大綱の構成と実施期間	… 12
III	新行財政改革の基本理念と基本目標	
1	新大綱の基本理念	… 12
2	新大綱の基本目標	… 12
3	新大綱の体系	… 14
IV	行財政改革の推進体制と進行管理	
1	推進体制	… 15
2	進行管理（進捗状況等の公表）	… 15

## I これまでの行財政改革の取組みと新たな行財政改革の必要性

### 1 これまでの行財政改革の取組み

行財政改革は、行政が不断に取り組むべき重要課題です。小矢部市では、これまでも常に事務事業等の改善に努める中、昭和60年度、平成8年度に「行政改革大綱」を策定したのに続き、国の三位一体改革が打ち出された平成16年度には、「行財政改革大綱」（H17～H26）を策定し、時代の変化に対応した様々な改革を実施してきました。

こうした改革の結果、職員数の削減等による人件費の減額などの成果により、平成21年度には、民間の調査機関から「労働コストによる自治体生産性日本一」の評価（※1）を受けました。（図1・2参照）

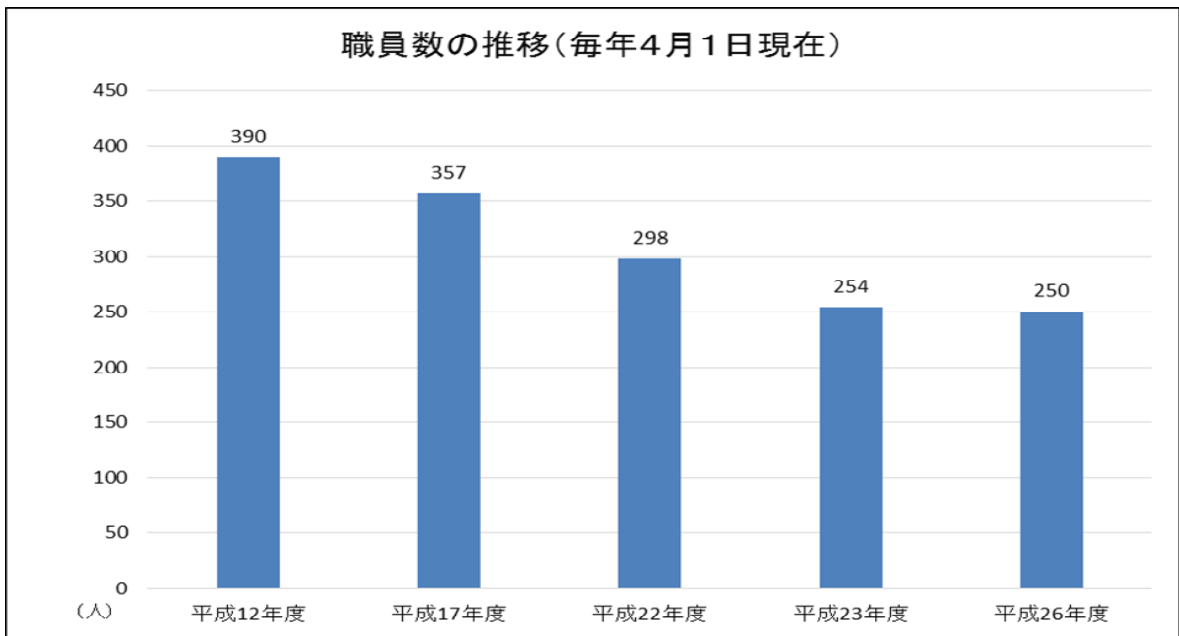
平成16年度当時の推計によれば、同年度の各事業の支出をそのまま続け、職員数(357人)を維持し続けた場合には、平成17年度から平成26年度までの10年間で約99億円の財源不足が生じると見込まれ、更に、平成19年度の再推計では、平成17年度から平成26年度までの10年間で財源不足額が約150億円に及ぶと見込まれました。しかしながら、現「行財政改革大綱」に基づく様々な改革の実施により、約150億円の節減という目標効果額は、平成26年度末にほぼ達成できる見込みとなっています。

一方、本市の貯金に当たる財政調整基金（一般会計）の残高は、平成16年度末には15億4千万円でしたが、歳入不足を補うための毎年度の取り崩しにより、平成26年度末では、約8億9千万円となる見込みです。（図3・4参照）

また、近年の学校耐震化等の大型事業の実施等により、財政健全化判断比率である実質公債費比率及び将来負担比率は、依然として県内平均よりも高い比率となっています。（図5・6参照）

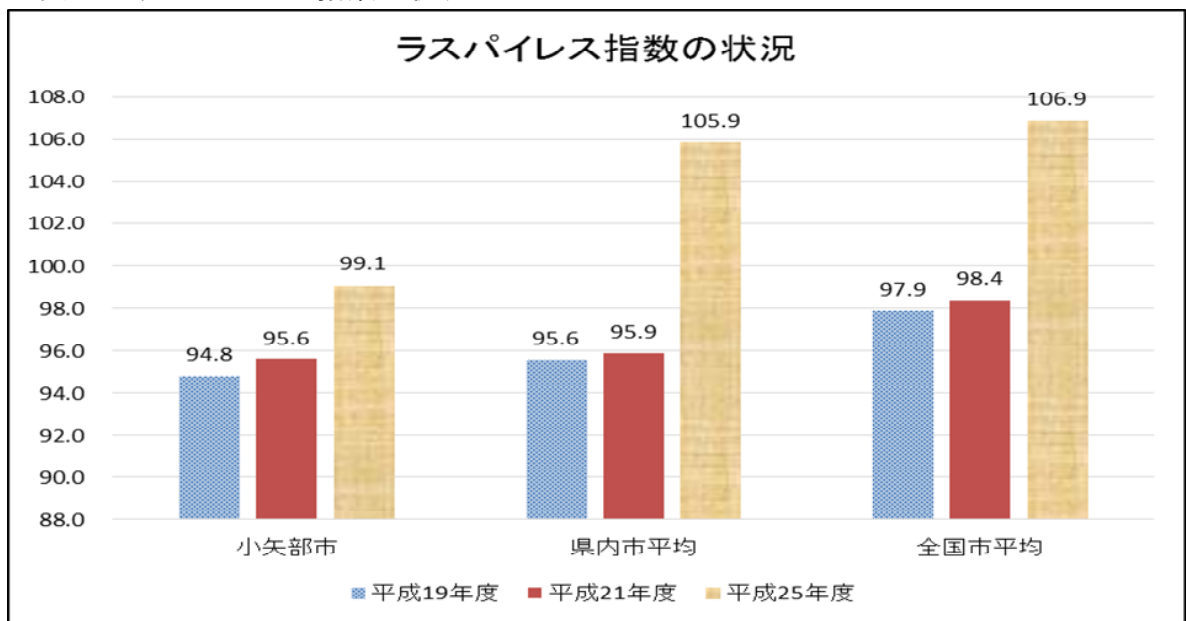
※1 平成21年12月、関西社会経済研究所が、各自治体の職員数、給与水準、人口規模、可住地面積等の指標を元に算出したもの。小矢部市は、全国781自治体の中で「労働コストによる自治体生産性」が1位となりました。

○図1 職員数の状況



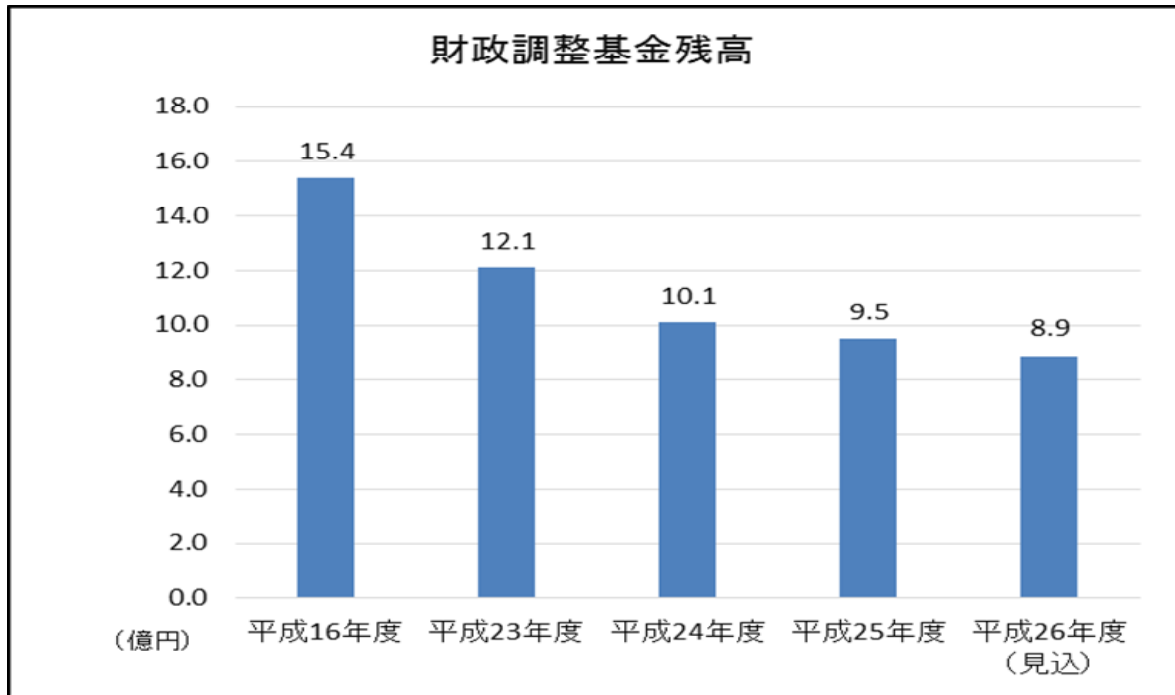
※ 平成22年度から平成23年度にかけて、44人の大量減となっていますが、このうち38名は、砺波地域消防組合が発足したことにより、本市から同組合へ転出したことに伴うものです。

○図2 ラスパイレス指数の状況



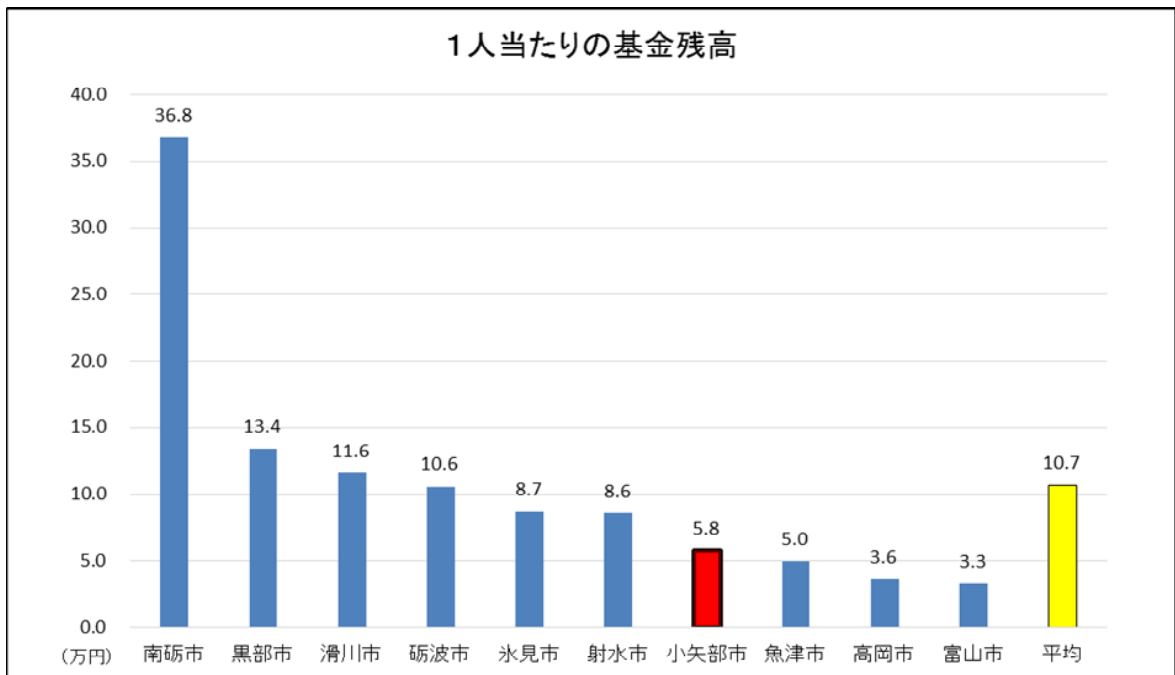
※ ラスパイレス指数とは、国家公務員(次官・局長・審議官等本省次長以上の職及び専門スタッフ職を除く)の給与水準を100として、当該地方自治体の給与水準を算出したものです。小矢部市は、従来より全国平均・富山県平均よりも低い状況にあります。なお、平成25年度は、国家公務員給与が臨時的に平均7.8%削減されたことから、地方公務員給与水準が相対的に高くなるという特殊事情がありました。

○図3 財政調整基金残高（一般会計）の推移



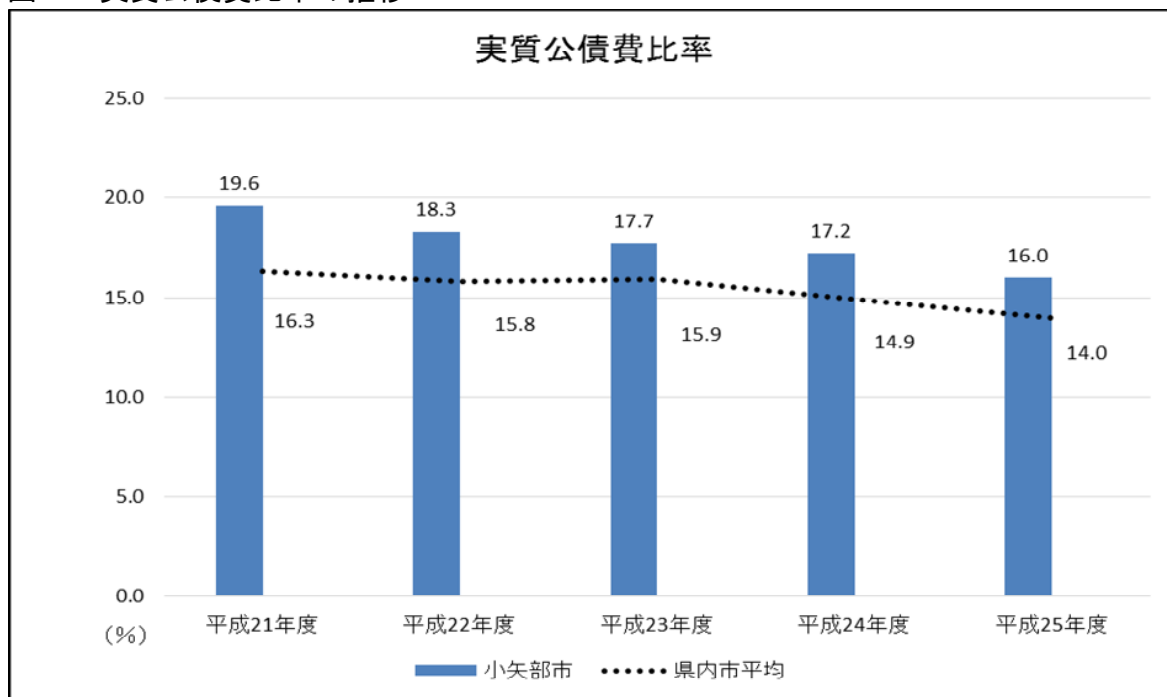
※ 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。近年は、収支の不足分への対応により、残高が減っています。

○図4 1人当たりの基金残高（平成24年度）



※ 人口1人当たりの基金残高は、県内10市平均よりも低い額となっています。

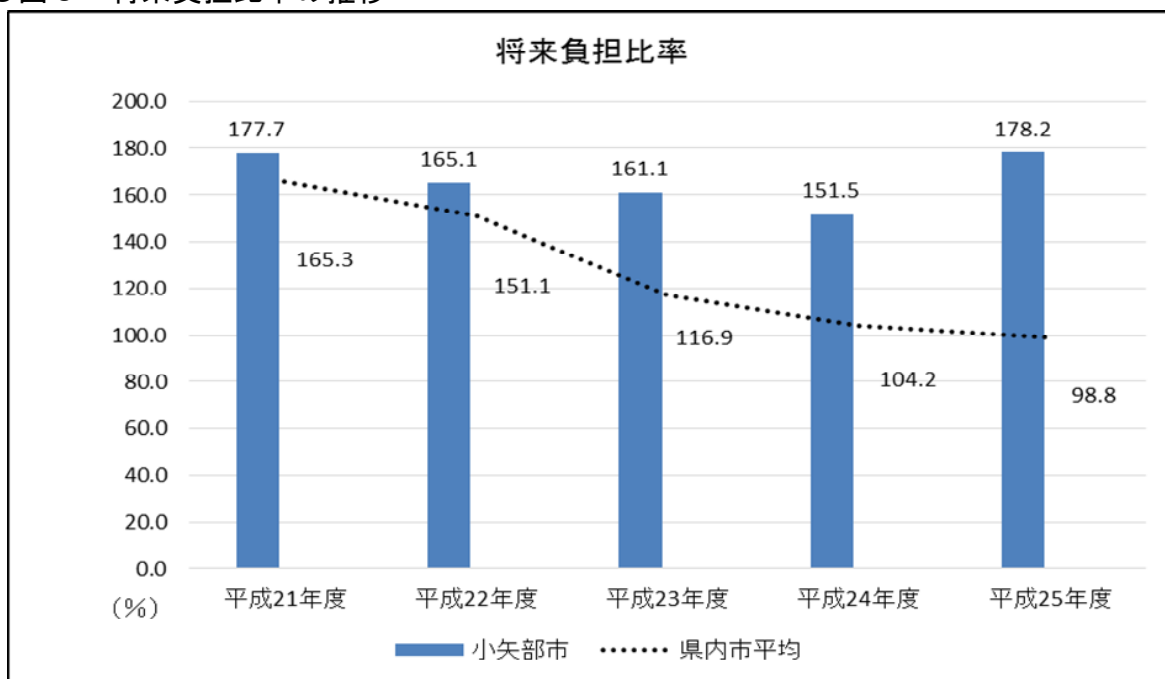
○図5 実質公債費比率の推移



※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する市債に係る元利償還金及び債務負担行為で支払いが約束されている償還金の合計額を分子とし、標準財政規模を基本とした額を分母として算出する比率をいいます。1年間の借入金の返済額の大きさを指標化したものであり、資金繰りの危険度を示す指標ともいえます。「早期健全化基準」は、25.0%とされており、それを超えると起債の借入に制限がかかります。

本市の実質公債費比率は、近年、低下しつつありますが、依然として、県内10市平均よりも高い水準にあります。

○図6 将来負担比率の推移



※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を分子とし、標準財政規模を基本とした額を分母として算出する比率をいいます。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある債務負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示

す比率であるともいえます。「早期健全化基準」は、350.0%とされており、これを超えると「財政健全化計画」を策定し、その内容に沿った財政運営が求められます。

本市の将来負担比率は、市債残高や債務負担行為額などの減少により、年々低下してきましたが、25年度は東部産業団地造成事業に伴う債務負担行為額の増により一時的に上昇しました。今後、東部産業団地からの賃借料が収入されると、同事業が本比率に及ぼす影響は年々小さくなり、本比率は低下していくことになります。しかしながら、県内10市平均より高い水準にあります。

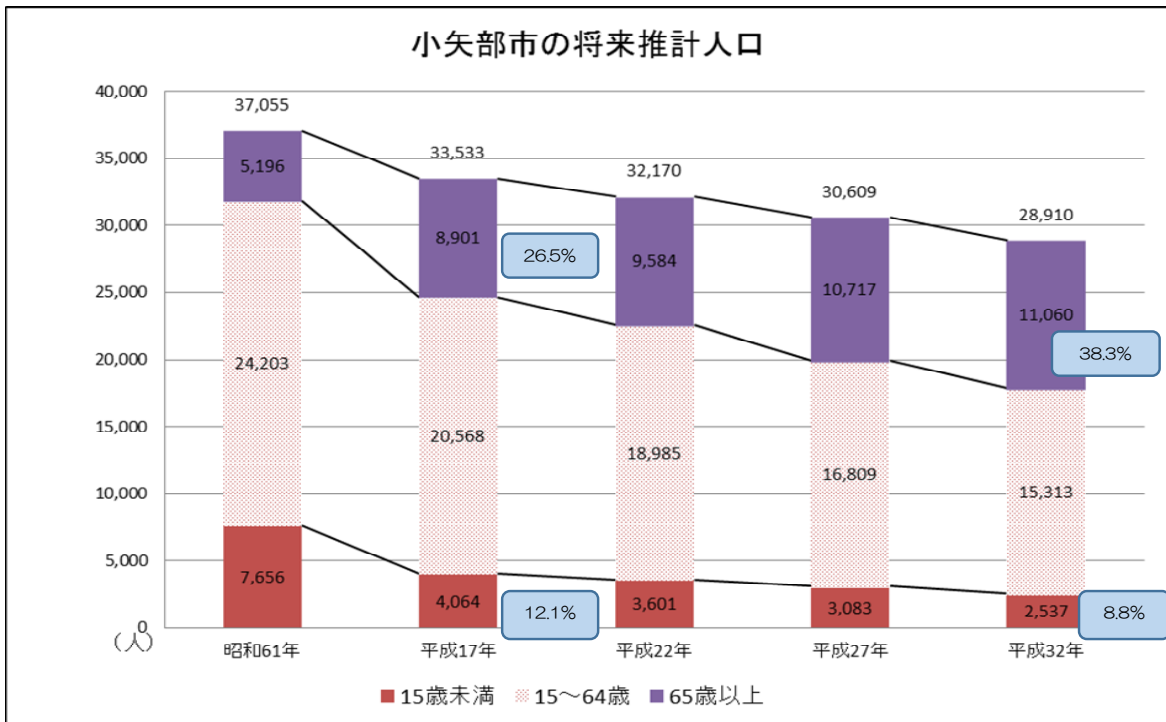
## 2 小矢部市を取り巻く社会状況・今後の課題

### (1) 総人口の減少と少子高齢化の更なる進展

小矢部市の人口は、昭和61年の約3万7千人をピークとして、今も減少しつつあります。国立社会保障・人口問題研究所の5年毎の統計的な人口推計によると、第6次小矢部市総合計画の目標年度である平成30年度には3万人を割り込み、平成32年には約2万9千人になるとの推計がなされています。（図7参照）

一方、同推計によれば、総人口に占める65歳以上の人口比率は、平成17年に26.5%であったものが、平成32年には38.3%になると推計されています。また、高齢化が更に進む反面、15歳以下の人口比率は、平成17年の12.1%が平成32年には8.8%に減少するものと推計されており（図7参照）、「総人口減少の中での高齢化と少子化の同時進行」という社会現象が本市においても大きな課題となっています。

○図7 将来人口の推計



国立社会保障・人口問題研究所推計より

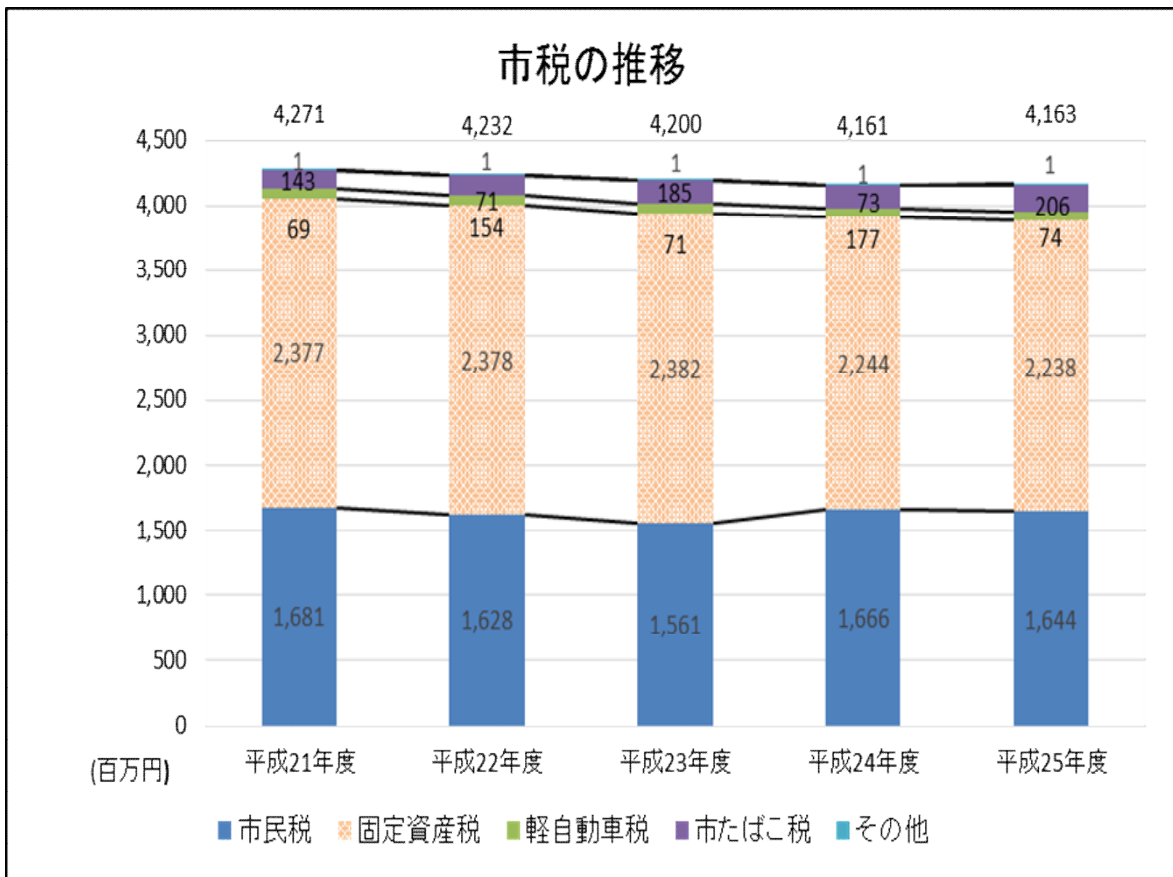
## (2) 厳しい財政状況

### ① 市税収入の減少傾向

最近の経済情勢は、全国的には緩やかな回復基調にあるとされているものの、長引く景気の低迷や少子高齢化による人口減少などの影響により、本市では、歳入で大きな割合を占める個人市民税・法人市民税共に伸び悩みの傾向にあります。また、固定資産税は、近年の地価の下落傾向の影響や3年に1度の評価替えなどにより減少傾向が続いています。(図8・9参照)

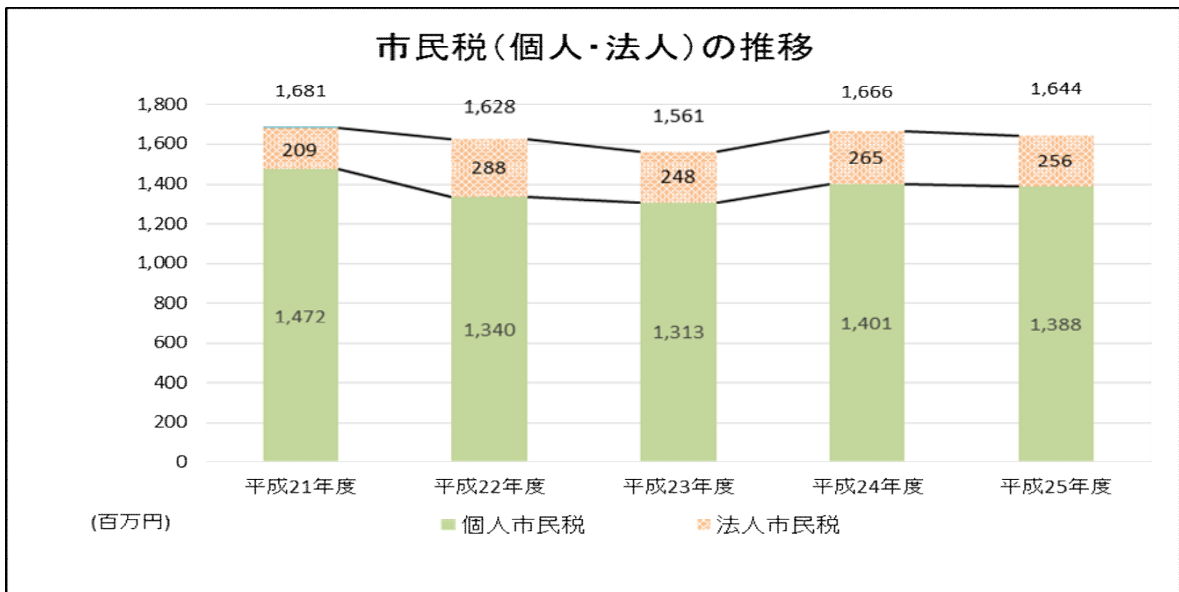
このような中で、更なる企業誘致の促進や地元商工業の振興、アウトレットモールを活かした地域経済の活性化、人口増加促進策などを進め、税収増加を図ることが大きな課題となっています。

○図8 市税の推移





○図9 市民税（個人・法人）の推移



※ 個人市民税は、税制改正により平成24年度に増となりましたが、全般的に減少傾向が続いています。

## ② 義務的経費の増加傾向

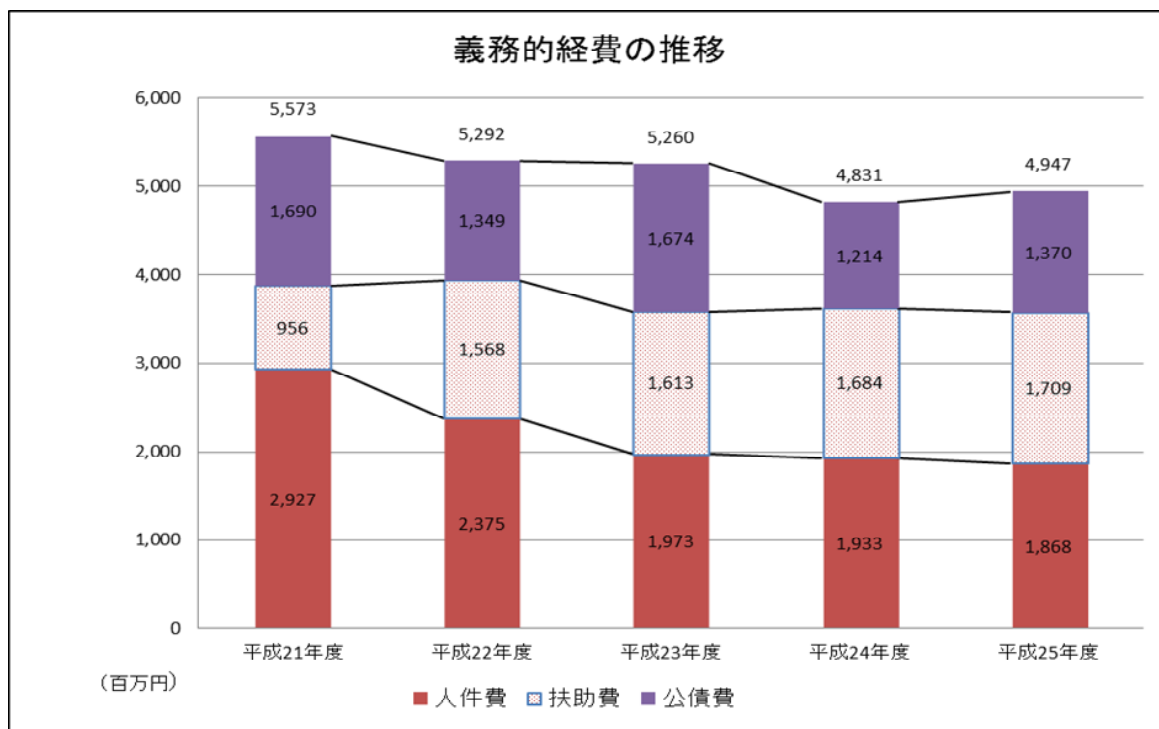
本市の義務的経費のうち人件費については、現「行財政改革大綱」に基づき、公共施設への指定管理者の積極的導入、民営化・民間委託の推進、事務事業の見直しやIT技術の活用による効率化等により、平成16年度の357人を平成26年度には250人にまで削減し、人件費総額は、平成16年度に29.0億円であったものが平成25年度には19.2億円まで縮減してきました。しかしながら、一方で、職員一人あたりの平均時間外勤務時間は、平成25年度／平成23年度比で1.45倍になり、また、職員のメンタルヘルスも重要課題になっています。複雑多様化する行政ニーズに対応できるマンパワーの確保と行政サービスの低下を防ぐうえでも、職員数の更なる削減には、慎重な対応が必要な状況となっています。

一方、医療費、介護保険給付費等の扶助費は、年々増加しつつあり、平成16年度に9.6億円であったものが、平成25年度には17.1億円となり、歳出の11%を占めるに至っています。高齢化の進展に伴い、今後もこの傾向は続くものと推測されます。（図10参照）

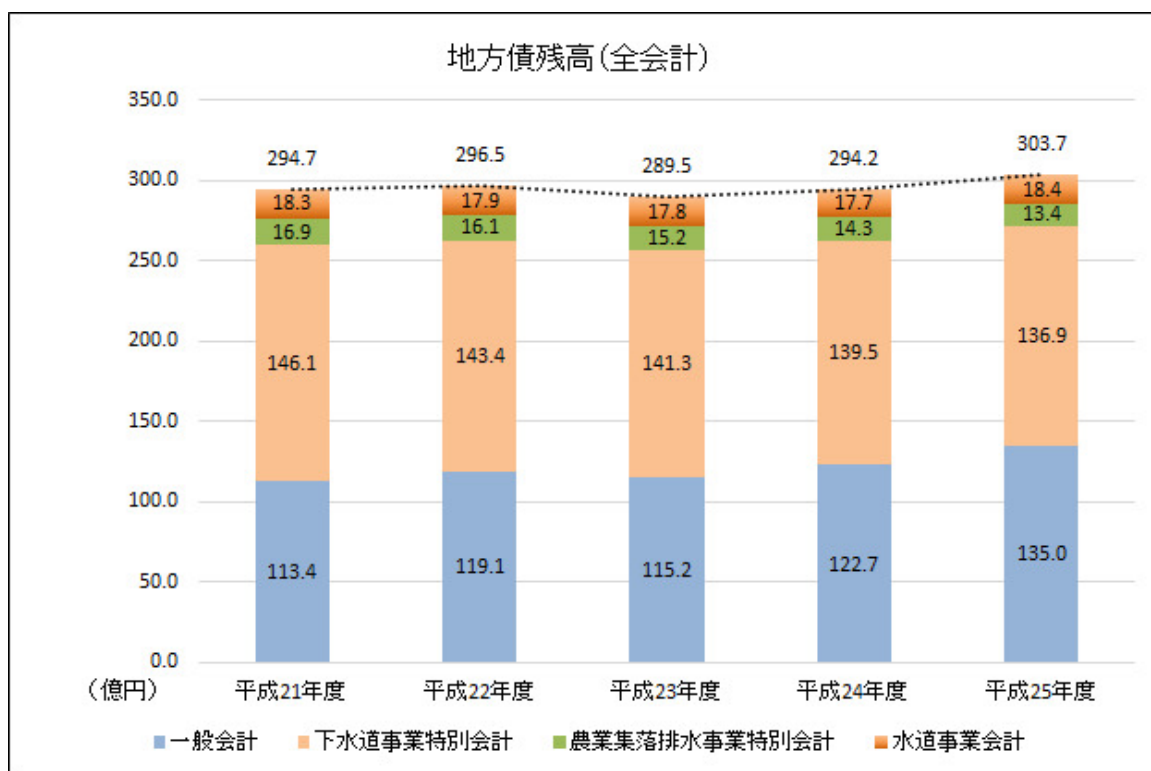
また、市債の償還である公債費についても、近年の学校耐震化等による大型事業により、市債残高が増加しつつあることから、今後、償還の開始とともに増加するものと見込まれます。（図11・12参照）

今後予測されるこのような義務的経費の増加は、財政運営の硬直化を招き、活力あるまちづくりを進めるうえで、大きな制約となることが懸念されます。

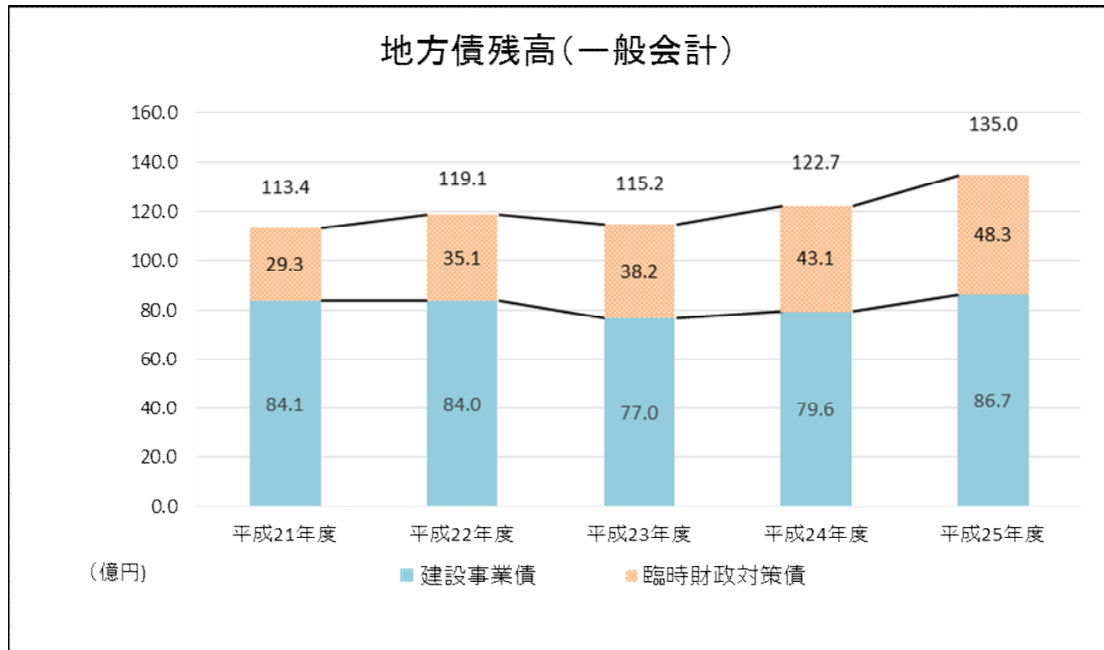
○図10 義務的経費の推移



○図11 市債残高の推移 (全会計)



○図 1 2 市債残高の推移（一般会計）



※ 一般会計の市債残高は、平成23年度まで徐々に減少してきましたが、臨時財政対策債(財政対策として認められた市債)償還について、地方交付税により100%措置される市債)や大型事業の実施に伴う市債の発行額の増により、残高が増えています。

なお、本市では、市債の償還に対して、地方交付税により国が償還の一部を支援される市債の積極的活用を努めており、平成25年度市債残高のうち償還額の約72%が地方交付税によって措置されます。

### (3) 公共施設の老朽化に伴う公共施設の在り方の見直し

公共施設は、安定した行政サービスの提供と地域振興施策の展開に不可欠な施設ですが、全国の自治体と同様、本市の公共施設のうち多くは、高度経済成長期に建設された建物や道路、公園、上水、下水道施設等であり、老朽化に伴う維持管理費の増加及び大規模な改修への対応が喫緊の課題となっています。

今後も、公共施設の適正な維持管理や計画的な整備を行っていくためには、公共施設の統廃合を含めた機能的な再配置や長寿命化対策、また、そのための財源確保などを含め、公共施設のあり方を全体的に見直すことが急務となっています。

### (4) 「市民主体のまちづくり」の推進

行政と市民との新しい関係の構築を目指して、本市がこれまで進めてきた市民協働の取り組みの進展の中で、おやべ型1%まちづくり事業(※2)の進展や全地区での自主防災組織の設立など、市民自らが行動し、様々な市政の課題に積極的に取り組む例が増えつつあります。このような市民の行政への参画意識の高まりを受け入れる一

方で、今後の地域づくりにおいては、災害時の安否確認や避難支援等をはじめ、ごみの減量化の推進、地域特産品の開発など、防災、防犯、福祉、まちおこし等の多くの分野において、従来に増して、地域の力、市民団体・企業等の自主的活動等が重要かつ不可欠な役割を果たしつつあります。

こうした状況に積極的に対処するためには、市民自らが自らの意思と行動でまちづくりに取り組む「市民主体のまちづくり」を進めることにより、自分たちが住む地域に誇りを感じることができる「市民都市」の実現が、これからの自治体運営の大きな課題となってきます。

※2 おやべ型1%まちづくり事業：個人市民税の1%に相当する額を財源とし、地域の活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業に対し補助金を交付する事業。平成21年度から開始し、26年度は77件の事業が採択され、自治会や市民団体により事業が進められています。イベントの開催、各地区において花壇の整備や農道等の管理、防犯パトロールの実施など多岐にわたる事業を市民が企画して実施しています。

#### (5) 小矢部市の飛躍に向けた取り組みの推進

平成27年3月には、北陸新幹線が開業し、7月には（仮称）三井アウトレットパーク北陸小矢部がオープンします。小矢部市の新たな飛躍が期待される中、石動駅周辺の整備、アウトレットモールを活かしたまちづくり、耐震対策が必要な総合会館・勤労青少年ホーム・石動コミュニティセンターの統合による新施設の整備等とともに、人口増加対策や子育て施策の推進など、本市には、早急に取り組むべき多くの重要課題があります。

これらの課題に対する重要施策を計上した第6次小矢部市総合計画後期実施計画の確実な実施が、本市の今後の発展にとって、最も重要となっています。

### 3 新たな行財政改革の必要性

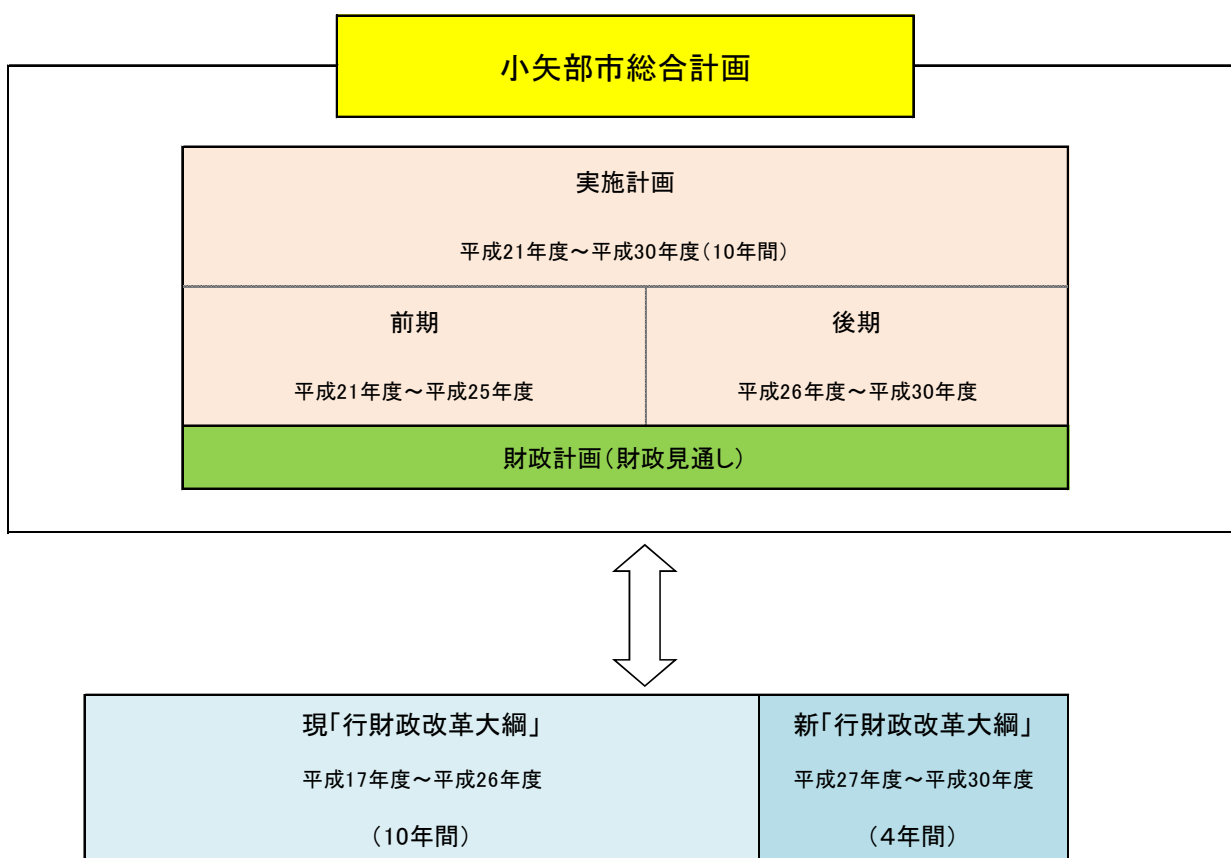
小矢部市は、より住みよい魅力あるまちとなるよう、第6次小矢部市総合計画（平成21年度～平成30年度）を策定し、まちづくりの基本テーマを「住んでみたい魅力かがやくまちづくり」「住み続けたい安心感あふれるまちづくり」「住んで良かった充実感ただよまちづくり」と定め、「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」の実現に向けて、着実に取組みを進めています。

厳しい財政状況や市政を取り巻く様々な諸課題の中で、総合計画の着実な実現を図るためには、それを支える安定した財政基盤を確立することが不可欠であり、そのための具体的方策が求められています。

また、市民の主体的な行政参画を基本として、市民と行政とが共に課題解決に取り組む仕組みの確立とその推進が、ますます求められています。

本市を取り巻くこのような状況に的確に対応するためには、平成16年度策定の現「行財政改革大綱」の成果を踏まえつつ、市民と行政とが力を合わせて取り組む行財政改革の新たな方向性と具体策を示す新「行財政改革大綱」の策定が求められています。

小矢部市総合計画と小矢部市行財政改革大綱との関係(イメージ図)

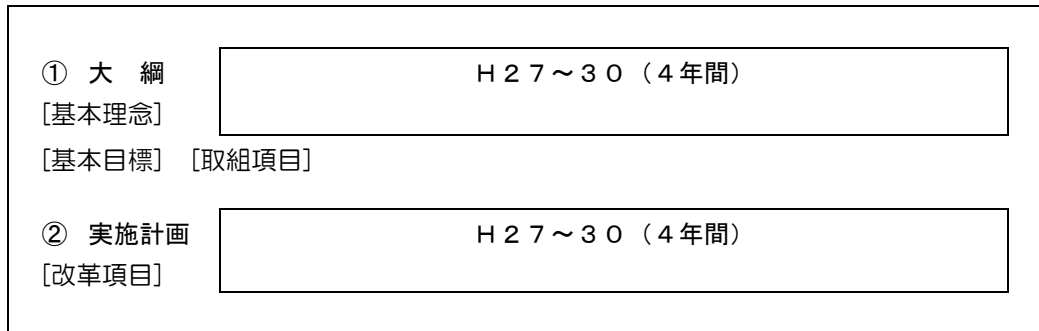


## II 新行財政改革大綱の構成と実施期間

### 1 大綱 4年

改革の基本的方向としての「基本理念」と「基本目標」を定めます。計画期間は、平成30年度までの計画である第6次小矢部市総合計画と合致させ、平成27年度から30年度までの4年間とします。

### 2 実施計画 4年



## III 新行財政改革の基本理念と基本目標 一 何をを目指すのか

### 1 改革の基本理念

☆「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」実現のための「市民都市」を目指す改革

市政の目的は、「市民の幸せ」な生活を確保し、その向上を目指すことであり、行財政改革は、その実現に向けて、最も効果的な手段として、改革方策を示すことが使命であると考えます。

そのためには、市民一人ひとりが、「このまちに住んでみたい」「このまちに住み続けたい」「このまちに住んで良かった」と思うことができるまちづくりを目指し、市民自らが積極的にまちづくりに参画することにより、すべての市民が小矢部市民としての意識と誇りを持つ都市、「市民の市民による市民のための『市民都市』」を目指します。

### 2 改革の基本目標

改革の基本目標を下記の3点とし、それぞれに取組項目を示します。

- ① 行政による取組み
- ② 行政と市民とが協働して行う取組み
- ③ 市民が主体的に行う取組み

### 1 「小さな行政・質の高いサービス」

効率的な行財政経営と市民サービスの質的向上を目指す

#### <取組項目>

- ① 事務事業の効率化・適正化
- ② 公共施設マネジメントの構築
- ③ 健全財政の維持
- ④ 自主財源の確保及び創出
- ⑤ 職員力の強化・組織力の向上

### 2 「市民協働の充実・推進」

市民と行政との協働を推し進め、共につくるまちづくりを目指す

#### <取組項目>

- ① 市民と行政との情報の共有化
- ② 負担の適正化
- ③ 民間委託・民営化の推進
- ④ ICT（情報通信技術の利活用）
- ⑤ 市民満足度の向上
- ⑥ 共育・協働の充実

### 3 「市民が主体のまちづくり」

市民自らの主体的活動を推し進め、市民が主役のまちづくりを目指す

#### <取組項目>

- ① 市民参画のまちづくりの推進
- ② 市民主体の活動支援の充実

### 3 新行財政改革大綱の体系

#### 行財政改革の基本理念と目標 — 何をを目指すのか

##### I 改革の基本理念

☆「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」実現のための「市民都市」を目指す改革

○市民一人ひとりが、「このまちに住んでみたい」「このまちに住み続けたい」「このまちに住んで良かった」と思うことができるまちづくりを目指し、市民自らが積極的にまちづくりに参画することにより、すべての市民が小矢部市民としての意識と誇りを持つ都市、市民の市民による市民のための「市民都市」を目指します。

##### II 改革の基本目標

###### 基本目標

###### 取組項目

#### 1 小さな行政・質の高いサービスの提供

○効率的な行財政経営と市民サービスの質的向上を目指す

①事務事業の効率化・適正化

②公共施設マネジメントの構築

③健全財政の維持

④自主財源の確保及び創出

⑤職員力の強化・組織力の向上

#### 2 市民協働の充実・推進

○市民と行政との協働を推し進め、共につくるまちづくりを目指す

①市民と行政との情報の共有化

②負担の適正化

③民間委託・民営化の推進

④ICT(情報通信技術)の利活用

⑤市民満足度の向上

⑥共育・協働の充実(※1)

#### 3 市民が主体のまちづくり

○市民自らの主体的活動を推し進め、市民が主役のまちづくりを目指す

①市民参画のまちづくりの推進

②市民主体の活動支援の充実

定義

※1 共育: 学校・家庭・地域社会が連携し、子どもたちが地域と共に生きる力と豊かな心を育むことをいう



## IV 行財政改革の推進体制と進行管理

### 1 推進体制

#### (1) 行財政改革推進本部

市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を引き続き存続し、全庁を挙げて、推進に取り組みます。

#### (2) 実施計画の策定

新たな行財政改革においては、大綱の策定とともに、改革の具体的内容と実施時期を示す実施計画を定め、大綱の推進を図ります。

また、必要に応じて目標値を掲げ、その達成を目指します。

#### (3) 計画の公表・周知

行財政改革の実現のためには、市民の理解と協力が不可欠であり、大綱及び実施計画の内容について、十分な周知が必要と考えます。

実施計画を各年市民に公表し、周知を図ります。

### 2 進行管理（進捗状況等の公表）

#### (1) 進捗状況等の公表周知

行財政改革の実施状況を毎年確認し、その内容を、市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、出前講座など、様々な機会、方法を積極的に活用して市民に公表し、周知を図ります。

#### (2) 市民による推進機関の設置

改革の進行状況を市民の視点から評価するとともに、改革の推進に向けて、市民の声を聞く場として、引き続き「行財政改革推進市民会議」を設置します。加えて、小矢部市が行う行政評価について、市民等による行政外部の視点を確保し、評価の客観性・信頼性を高めることを目的として、引き続き「小矢部市外部評価委員会」を設置していきます。

行財政改革の基本理念と目標 — 何を指すのか

I 改革の基本理念

☆「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」実現のための「市民都市」を目指す改革

○市民一人ひとりが、「このまちに住んでみたい」「このまちに住み続けたい」「このまちに住んで良かった」と思うことができるまちづくりを目指し、市民自らが積極的にまちづくりに参画することにより、すべての市民が小矢部市民としての意識と誇りを持つ都市、市民の市民による市民のための『市民都市』を目指します。

II 改革の基本目標

基本目標	取組項目	取組内容・目標	担当課
1	小さな行政・質の高いサービスの提供	○効率的な行財政経営と市民サービスの質的向上を目指す	
	①事務事業の効率化・適正化		
	1行政評価システムの推進	○明確かつ具体的な成果目標設定のもと、「計画－実行－評価－改善」のマネジメントサイクルが行政執行の基本となるよう、「行政評価システム」を推進する。 ・毎年、所管課において、事務事業シートを作成し事業の有益性を成果内容や達成度等の指標により客観的に検証する。	企画政策課
	2行政評価を「行財政改革」「予算」に活かすシステムの確立	○行政評価による、事務事業の見直し結果を、毎年度、行財政改革「実施計画」及び予算に反映させる。また、市民による外部評価を継続する。 ・毎年、小矢部市行財政改革推進本部幹事会において、事務事業の方向性や有益性を客観的に検証する。 ・評価結果を基に予算見直しを行い、予算編成に反映させる。 ・外部評価委員会による評価を毎年実施する。	企画政策課
	3適切な職員数管理の推進	○職員定数条例の定数(現行254人)の範囲内において、事務事業量を考慮した適切な職員数管理を行う。(26年4月1日現在 250人) ・毎年、部長室所属長の意向調査及び時間外勤務時間調査を実施する。	総務課
	4任用制度の活用	○豊富な経験、専門知識等を有する人材活用と弾力的組織運営を進めるため、任期付き職員及び再任用制度を活用する。 ・定年退職者の再任用希望者の再任用を行う。 ・育児休業職員の代替については、任期付き職員を任用する。	総務課
	5子ども子育て行政の一元化	○新たな子ども子育て支援制度の施行により、未就学児の教育・保育の利用において、一体的な認定が必要になることなどから、行政窓口の一元化を進める。 ・保育所、幼稚園の一元的な管理運営及び未就学児の一体的な教育・保育行政を目指し、組織体制を整える。	社会福祉課
	6入札・契約方法の見直し	○国や他団体等の状況を調査して入札・契約の見直しを行い、より適切な手続きを進める。 ・毎年、他市の状況調査を行い、入札制度検討委員会を開催して入札・契約方法を見直す。	財政課
	7公共工事の品質確保	○適正かつ効率的な検査業務を実施し、公共工事の品質及び施工技術の向上を図る。 ・毎年、工種ごとの評定点の分布状況を公表し、受注者に対して技術水準の向上、工物品質の確保を図る。	検査課
	8電算システムの拡充	○業務の電算化の拡充を進める。 ・マイナンバー制度の実施に向けたシステム改修を行う。 ・各業務の一層の電算化を推進する。	総務課
	9市長交際費の公開	○引き続き、相手のプライバシーに配慮しつつ、ホームページで公開する。	秘書広報課
	10庁用車の効率的な運営管理	○庁用車が効率的に運行できるよう、共有化や配置のより適正化を進める。 ・庁用車(乗用・乗用貨物車)を66台(現台数)以下とし、効率的な運用を図る。	財政課
	11市営バスの効率的な運営	○地域内フィーダー系確保維持計画(27～29年度)に基づき、市営バスの利便性の向上、利用促進を図り、効率的な運用をすすめる。 ・市民のニーズに対応したダイヤ改正やバス路線の改編を実施し、利用者数が25年度実績を上回るよう、利用促進を図る。 (25年度実績 30,678人)	生活環境課
	12各種印刷物の見直し	○既存の統計的な印刷物は、印刷をとりやめ、データ化してホームページに掲載する。また、印刷が必要な場合は、物品基金を利用して発注業務の一元化を図る。 ・統計・手引書等の印刷物の印刷をとりやめ、印刷物の縮減を図る。	財政課
	13幼保一元化の検討	○子ども子育て支援事業計画を踏まえて、幼稚園、保育所の認定こども園への移行等について、小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会に諮問する。 ・諸課題を整理し、小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会を早期に開催する。	社会福祉課
	14保育所の統廃合の検討	○小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会に対し、新たな子ども子育て支援制度を踏まえた諮問を行う。 ・諸課題を整理し、小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会を早期に開催する。	社会福祉課
	②公共施設マネジメントの構築		
	15公共施設等管理計画の策定	○今後増大すると見込まれる公共施設等の管理経費の増大に備え、公共施設等の総合的な長期的管理計画を策定する。 ・「公共施設白書」を作成し公表する。 ・28年度までに公共施設等管理計画を策定する。	財政課
	16公共施設の長寿命化	○公共施設等管理計画に基づき、公共施設の計画的な長寿命化に取り組む。	関係課
	17道路の計画的な整備	○市道の中期5ヶ年整備計画に基づき、計画的な整備を進める。 ・26年度から30年度までの5ヶ年計画に基づき、道路改築や交通安全対策を計画的に実施する。	建設課
	18安全かつ適切な施設管理	○各施設毎にチェックリストを作成し、法定及び各定期点検を確実にし、的確・迅速な修繕の実施により、大改修となることを防ぐと共に、安全な施設管理を徹底する。 ・毎年、各施設毎にチェックリストに基づき、法定及び各定期点検を確実に実施する。	関係課
	19総合会館等の統廃合	○施設の内容が類似し、近接して建設されており、耐震対策が必要となっている総合会館、石動コミュニティセンター、勤労青少年ホームの3施設の統廃合を推進する。 ・総合計画に基づき、29年度までに整備計画を策定する。	生涯学習文化課
	20新市民図書館の管理運営	○新市民図書館について、管理運営を含む多方面からの検討を行い、市民ニーズに対応した整備を進める。 ・管理運営について業務委託等を含め、総合的に検討する。	生涯学習文化課
	21市営住宅ストックの有効活用	○計画的な修繕をすすめ、供給可能な住戸を増やすことにより、既存ストックの有効活用を図る。 ・管理戸数に対する供給可能戸数の割合を、30年度に90%とする。(25年度実績 85%)	都市計画課

<b>③健全財政の維持</b>			
22	財政指標に目標値を設定	○計画期間の目標値を経常収支比率86%（県内10市の平均値）以下、実質公債費比率18%以下（市債の発行に知事の許可を要しない比率）とし、健全財政を堅持する。 ・毎年、経常収支比率86%以下、実質公債費比率18%以下を目標値とする。 （25年度実績 経常収支比率85.4%、実質公債費比率16.0%）	財政課
23	給与制度の適格な運用	○引き続き、国や県の給与制度を基準とした適格な給与制度運用をすすめる。	総務課
24	24時間外勤務手当の縮減	○事務の効率化、フレックス制の導入及び代休の利用促進により、時間外手当の縮減を図る。 ・「毎週水曜日ノー残業デー」、水曜日に外部会議がある組織は「毎週1日はノー残業デー」を徹底する。 ・「代休」の取得を各所属長に徹底する。	総務課
25	投資的事業の計画的な実施	○投資的事業は、総合計画に基づき計画的に実施する。 ・総合計画に基づき、投資的事業費を総合計画額の範囲内とする。	財政課
26	公債費の抑制	○将来負担を見据え、実質的な地方交付税措置を十分考慮した借入を行うなど、公債費を抑制して健全財政を堅持する。 ・毎年の建設事業に係る起債の借入額が償還額の範囲内となるよう努める。	財政課
27	物件費の節約	○定時の消灯徹底、クールビズの実施等による光熱水費の節減や事務経費の節約により、物件費の縮減をすすめる。 ・毎年の本庁舎の電気使用量が22～25年度実績の平均値（平均550,000kwh）を上回らないよう節電に努める。 ・毎年の物件費総額が25年度実績を上回らないよう努める。（25年度実績 19億2,500千円）	財政課
28	公金の適正な出納と管理運用	○適正な出納の審査を行い、正確な収支見込みを把握し、安全かつ効率的な資金の管理・運用を図る。 ・適正な出納審査を行い、正確な収支を把握する。 ・一時借入金利率の縮減に努める。（25年度実績 2,654千円）	会計室
29	税徴収率の向上	○市税等の徴収率について、前年度を上回る数値目標を設定し、税収の増加を目指す。 ・電話催告・夜間徴収等を強化し、毎年の徴収率が25年度実績を上回るように努める。（25年度実績 92.52%）	税務課
30	納税意識の向上	○納税貯蓄組合等の税法研修会や小中学校の租税教室を引き続き開催し、税の役割や重要性について啓発を図る。 ・市内の各種団体に呼びかけ、税法研修会を開催する。	税務課
31	コンビニ納付の調査	○徴収率の向上と行政サービスの充実を図るため、コンビニ納付の実施について調査を行う。 ・他自治体のコンビニ納付の実施状況を調査し検討する。	税務課
32	上下水道事業の健全経営維持	○継続的に流量調査及び漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努め、有収率のさらなる向上を図る。 ・平成30年度における上下水道有収率90%以上を目標とする。（25年度実績 87.35%） ○老朽化が著しい管路については、経過年数等を踏まえ、計画的に布設替え工事を実施する。 ○未整備地区の整備は、地区の加入意向等の確認のもと、計画的に実施する。	上下水道課
33	下水道事業の健全経営維持	○継続的に不明水調査を実施し、不明水率の低下を図る。 ・平成30年度における下水道不明水率15%以下を目標とする。（25年度実績 19.3%） ○下水道接続率の向上を図る。 ・平成30年度における下水道接続率85%以上を目標とする。（25年度実績 79.9%） ○下水道事業会計の健全経営維持のため、国の統一的な基準による財務書類等の整理作成を行う。 ○未整備地区の整備は、地区の加入意向等の確認のもと、計画的に実施する。	上下水道課
34	予防対策の充実による医療費・介護給付費の抑制	○現在実施している保健福祉事業等の市民へのPRを強化し、利用率向上を図る。 ・健康情報などを広報に毎月掲載し、年間通じてケーブルテレビに放映しPRする。 ○健康教育訪問指導の重点化、追跡調査の実施等により、糖尿病・脳血管疾患等の生活習慣病予防対策の充実を図る。 ・KDBシステムを活用し健診データとレセプトを年1回以上分析し、その結果を参照して重症化等予防対策を実施する。 ○介護予防事業の充実を図り、介護給付費の伸び率を前年度を下回るよう努める。（H25/H24 5.0%）	健康福祉課
35	国保医療費の抑制対策	○訪問指導の充実等による多重診療世帯の解消などにより、医療費の抑制に取り組む。 ・毎年、多受診訪問世帯数実施目標を25年度実績以上とする。（25年度実績 142件）	市民課
<b>④自主財源の確保及び創出</b>			
36	未使用財産の有効活用・売却	○公有財産検討委員会において検討を行い、未利用財産の有効な活用・売却を行う。 ・毎年、公有財産検討委員会を開催する。 ・売却が適切と判断された未利用財産について公売を実施する。	財政課
37	新たな財源の確保	○従来の手法にとらわれることなく、種々の方策により、新たな財源の確保を行う。 ・引き続き、広告収入の増加に取り組む。 ・新たな財源確保に向けて調査・検討する。	財政課
38	稲葉山牧野の経営の安定化	○和牛（稲葉メルヘン牛）の出荷頭数の増、肉質の向上を図り、売払収入の増加によって経営の安定化を目指す。 ・年間出荷頭数80頭、肉質上位等級比率80%以上を目標とする。（25年度実績 年間出荷頭数71頭 肉質上位等級比率87%）	稲葉山牧野
39	企業誘致及び商業施設の進出等による市税の増収	○アウトレットモール来場者の取り込みによる石動駅を中心とする街中への新たな店舗進出の支援並びにフロンティアパーク等への企業誘致を推進することで、設備投資及び雇用拡大による市税の増収を図る。 ・小矢部市商店街等振興事業を推進し、空き店舗の減少を目指す。 ・おやべ・ひみ・たかおかビジネス交流交歓会、富山企業立地セミナー、企業訪問活動等による企業誘致活動を推進し、フロンティアパークの分譲・賃貸率100%を目指す。	商工立地振興課
<b>⑤職員力の強化・組織力の向上</b>			
40	人事評価制度の実施	○人事評価を実施し、評価の過程において職員がやる気や働きがいを喚起することで能力開発に繋げ、人材の育成を図る。 ・平成28年度から人事評価完全実施に取り組む。	総務課
41	職員研修の充実	○一般研修、階層別研修、法令・技術・接遇などの専門研修の充実及び国・県等への長期派遣研修の積極的推進により、多様な行政サービスに適応できる人材の育成をすすめる。 ・職員全員が年1回以上研修を受講する。 ・職員が応募型研修を受講しやすくなるよう、実施予定講座を1ヶ月前に周知し受講者の増加を図る。	総務課
42	専門職と一般職とのバランスに配慮した人材育成の推進	○専門的かつ細分化された行政需要に対応できる職員と総合的な視野を有する職員のバランスのとれた育成を図る。	総務課
43	職員提案制度の継続	○よりよい改革に向けて、職員提案制度を継続し、改革意識の推進に取り組む。 ・提案件数が26年度実績を上回るよう取り組む。（26年度実績 提案件数14件） ・職員提案による改善の早期実施を図る。	総務課
44	効率的な組織体制づくり	○社会変化に伴う行政ニーズに即応した効率的な組織体制を適時的確に構築する。 ○部課を越えた協力態勢を作る「業務支援制度」の活用をすすめる。	総務課
45	的確な職員配置・登用の推進	○職員の能力・適性に配慮した的確な職員配置及び登用を進める。 ・管理職員に占める女性管理職登用率を男女共同参画プラン目標の26.5%以上とする。（平成25年度実績 28.1%）	総務課

## 2 市民協働の充実・推進

○市民と行政との協働を推し進め、共につくるまちづくりを目指す

### ①市民と行政との情報の共有化

46広報業務の充実

○市政への理解を深めるため、講座内容充実と周知徹底によって市政出前講座「メルヘン市民塾」の実施回数、受講人数の増加を図るなど、広報事業の充実に取り組む。  
・毎年、受講者アンケートを実施し、意見を反映した新規メニューの開設等により、実施回数、受講人数が25年度実績を上回るように努める。  
(25年度実績 実施回数24回 受講人数647人)

秘書広報課

47パブリックコメント制度の推進

○パブリックコメント制度の更なる推進により、事前に市民に重要な行政情報を提供するとともに市民の意見を求める。

総務課

48ケーブルテレビ接続率の向上

○地域に根ざしたテレビとしての魅力のPR等に努めるとともに、キャンペーンや新たなサービスの実施などにより、接続率のさらなる向上を目指す。  
・毎年、番組内容やサービス等に対する視聴者ニーズの把握を行い、番組制作やPRに反映させ、接続率について25年度実績を維持する。(25年度実績 接続率70.8%)

市民協働課

### ②負担の適正化

49住民負担のあり方の検討

○適正な受益者負担(使用料・手数料等)の検討と必要な見直しを行う。

財政課

### ③民間委託・民営化の推進

50公共施設の「指定管理者制度」の活用

○指定管理者制度を引き続き活用するとともに、指定管理者への指導監督を徹底し、サービスの向上と管理の効率化を図る。  
・毎年、モニタリングの結果(意見箱)において、市民からの苦情件数が25年度を下回るように努める。

総務課

51保育所の民営化の検討

○小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会に対し、新たな子ども子育て支援制度を踏まえた諮問を行う。  
・課題を整理し、小矢部市立保育所統廃合・民営化等推進委員会を早期に開催する。

社会福祉課

52民間委託・民営化の調査

○学校給食センターの民間委託・民営化について、調査・検討する。  
○スクールバスの民間委託の拡大について、調査・検討する。  
○保育所の調理・用務等の業務の民間委託の拡大について、調査・検討する。

社会福祉課  
教育総務課

### ④ICT(情報通信技術)の利活用

53情報発信手段の積極的な活用

○ホームページ、フェイスブックのアクセス件数が増加するよう、迅速に更新し、より多くの人に見てもらえるよう内容を工夫する。  
・ホームページの年間アクセス件数20万件を目指す。(25年度実績 18万件)  
○防災・緊急メール配信サービスの登録者数の拡充を図る。  
・配信サービスの登録者数が人口5%以上となるよう拡充を図る。(25年度実績 2.5%)

総務課

54市施設予約システムの拡充

○空き情報、仮予約、予約の確認ができる公共施設を拡大する。  
・毎年、インターネットによる施設予約数を年間200件を目指す。(25年度実績 120件)

総務課

### ⑤市民満足度の向上

55あったか窓口対応の実施

○接遇研修の継続・充実により、笑顔のあいさつ、丁寧な説明や案内を実施する。  
・毎年、全職員及び窓口臨時職員を対象に接遇研修を行う。

総務課

56市民満足度調査の定期的な実施

○市民の視点での施策の効果を客観的に把握するために、アンケートやインターネットなどを利用して市民満足度を定期的に調査する。  
・引き続き、隔年で調査を実施する。

企画政策課

### ⑥共育・協働の充実(※1)

※1 共育:学校・家庭・地域社会が連携し、子どもたちが地域と共に生きる力と豊かな心を育むことをいう

57「おやべ型1%まちづくり事業」の推進

○「おやべ型1%まちづくり事業」の推進により、地域の活性化や特色あるまちづくりなどを目的として、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業に対して支援を行う。  
・毎年、事業募集や実施に係る説明会及び講座を開催して、幅広く事業の周知を図り、採択事業数に対する新規事業数の割合を30%となるよう検討を行う。(26年度実績 新規事業数割合 17%)

市民協働課

58市民ボランティアの推進・育成

○様々な分野(防災・保育・健康づくり・図書活動など)での市民ボランティアとの協働による事業の推進を図る。  
○ボランティア活動をより推進するため、市ホームページでボランティア活動の情報提供を行う。  
・市ホームページに、ボランティア制度に関する情報や行政ボランティア・市内外のボランティア募集等の情報を掲載する。  
・市ホームページと県・市ボランティアセンターのホームページとのリンクを継続する。

関係課

3 市民が主体のまちづくり

○ 市民自らの主体的活動を推し進め、市民が主役のまちづくりを目指す

①市民参画のまちづくりの推進

59企業・事業者等がもつノウハウが活かされたまちづくりの推進	○企業・事業者等がまちづくりに参画する機会、仕組みづくりを進める。 ・防災、観光等への企業・事業者等の参画を推進する。 ・まちづくりに向けた企業と市民との情報交換の場づくりに取り組む。 ・小矢部ブランドを活かしたまちづくりを推進する。	関係課
60民間団体によるまちづくりへの取り組み推進	○民間団体が主体的に取り組むまちづくり活動を推進する。 ・民間団体と市とのまちづくりに関する情報共有を推進する。	関係課
61青年、女性層のまちづくりへの参画推進	○男女、年齢を問わず全ての階層の市民の意見を聞ける仕組みづくりに努めるとともに、タウンミーティングなどを通じて、青年層や女性層と市の活性化等を図る方策等について意見交換する機会を設け、市政への反映を図る。 ・隔年で地区単位のタウンミーティングを開催する。そのほか、諸団体の要望に応じてタウンミーティングを開催する。 ・市民と市職員がまちづくりに関して共同で研究する「小矢部市まちづくり研究会」の活動を支援する。	秘書広報課 市民協働課
62イベントの合同開催の推奨	○イベントの合同開催を推奨し、参加しやすい環境づくりに努めるとともに、相乗効果につなげる。 ・イベント主催者へ他イベントの情報を提供することにより、合同開催の検討を促す。	関係課
63ごみの減量化の推進	○分別化を進め、ごみの再資源化による市民自らによるごみの減量化に取り組む。 ・毎年、市報やホームページ等で市民に情報提供を行うとともに、市環境保健衛生協議会と連携して分別化の周知・徹底に取り組む。	生活環境課
64市民による道路・街路樹・公園管理等の推進	○地域の自治組織や市民団体が自ら行う公園トイレ清掃や除草作業等の取組みを推進する。 ・公園トイレ清掃や除草作業等を自ら行う自治組織や市民団体に対して、「おやべ型1%まちづくり事業」の実施等により支援を行い、団体数の増加を図る。 ○道路路肩の草刈り、街路樹の手入れ等を自主的に行う団体、個人の活動促進を図る。	関係課
65小矢部三大祭の保存伝承の推進	○小矢部三大祭について、曳き手や囃し方等の募集等を含めた市民参加型祭りの検討による保存伝承を推進する。 ・小矢部三大祭り保存・伝承検討委員会において市民参加型祭りへの移行について検討する。	観光振興課

②市民主体の活動支援の充実

66NPOの設立支援	○NPO設立を目指す団体などに対して、ホームページでNPO設立の認証手続きに関する講座などの情報提供を行う。 ・県・市ボランティアセンターが行うNPO関連の講座等の情報について、市ホームページに掲載するとともに、ホームページとのリンクを継続する。	市民協働課
67外部団体の自立	○可能な団体から事務局事務の行政からの自立を順次実施する。	関係課
68自治組織の活性化	○自治会等の組織強化のため、引き続き法人化を促進する。 ・地縁団体の設立等についての情報を、ホームページに掲載し支援する。 ○総合メニュー化した自治会等に対する補助等をPRし、周知・活用を図る。 ・毎年、ホームページ、予算概要説明書等において、各自治会等に対する補助事業の情報を掲載する。	市民協働課
69自主組織等の活動支援	○地域の防災、防犯、交通安全の安心・安全を図るため、各組織の充実化を図る。 ○地域防災のリーダー的役割を期待される防災士の育成に取り組む。 ・自主防災組織による防災訓練、地区防犯会リーダーを対象とした研修等を積極的に推進し、組織強化を支援する。	総務課
70空き家対策の推進	○市と連携をとりながら、市民、自治会等による空き家発生予防、適正管理の協力態勢を推進する。 ・「空き家等の適正管理、活用に関する条例」(平成26年9月制定)を基に、市と自治会で連携し、空き家の適正管理及び利活用の推進に努める。	総務課